ID:　379

担当部署:　上下水道部 水道工務課

処分の概要	指定の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市指定給水装置工事事業者に関する規程　第8条
例規番号	平成10年水道事業管理規程第2号

【根拠条文】

（指定の取消し）

第8条　管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消すことができる。

(1)　不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。

(2)　第5条各号に適合しなくなったとき。

(3)　第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　第12条各項の規定に違反したとき。

(5)　第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6)　第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7)　第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8)　その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日